

鳥獣保護区特別保護地区の再指定について【概要】

1 要 旨

令和6年10月31日に存続期間が満了する鳥獣保護区特別保護地区について、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、令和6年11月1日から10年間（弥山のみ令和26年10月31日までの20年間）再指定する。区域及び規制内容等に変更はない。

2 鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、鳥獣の保護を図るため必要があると認められる区域を指定するもので、区域内での狩猟は禁止される。

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要がある場合に指定することができ、狩猟の禁止に加えて立木の伐採、工作物の新改増築などの一定の開発行為が規制される。

※鳥獣による農林水産業や生活環境への被害が発生した場合は、許可を受ければ捕獲は可能。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない	20年以内 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の出入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影・録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

3 再指定する特別保護地区

名称	実施区分	指定区分	所在地	指定面積 (ha)		存続期間	備考
				13次計画	実施計画		
弥山	再指定	森林鳥獣生息地	廿日市市宮島町	203 (4,397)	203 (4,397)	R6.11.1 ～R26.10.31	
三段峡			山県郡安芸太田町	499 (1,350)	499 (1,350)	R6.11.1 ～R16.10.31	
帝釈峡			庄原市東城町ほか	159 (730)	159 (730)		
斎島周辺		集団渡来地	呉市蒲刈町ほか	6,230 (9,340)	6,230 (9,340)		

※（ ）は特別保護地区の存する鳥獣保護区に関する事項

※斎島周辺は、アビの生息環境の保護のため、12月～4月末までの間特別保護指定区域に指定する。

※特別保護地区再指定計画案の公示 令和6年5月23日広島県報第41号
(告示の日から15日間計画案を縦覧し、異議意見の提出はなし。)

4 公聴会開催状況

名称	開催日	開催場所	公聴会議長	利害関係人出席状況			賛否		備考
				指名数	出席者 (代理)	欠席	賛成	反対	
弥山	R6. 6. 13	広島県 農林庁舎	西部農林水産事務所 林務第一課長 清水孝洋	5	3 (1)	2	5	0	
三段峡	R6. 6. 17	安芸太田 町役場	西部農林水産事務所 林務第一課長 清水孝洋	9	4 (3)	5	9	0	
帝釈峡	R6. 6. 19	庄原市役 所東城支 所	北部農林水産事務所 所長 寺田一之	17	8 (2)	9	17	0	
斎島	R6. 6. 19	広島県 呉庁舎	西部農林水産事務所 林務第一課長 清水孝洋	7	3 (1)	4	7	0	

※公聴会開催の公示 令和6年5月23日広島県報第41号

5 再指定スケジュール

[illegible]